

○朝来市社会教育委員条例

平成17年4月1日

条例第116号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、朝来市社会教育委員(以下「委員」という。)を設置し、その定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再選されることを妨げない。

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬は、朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。